

## 地域活動支援センター「きらら」の指定管理



新温泉町地域活動支援センター「きらら」は、豊岡のNPO法人ぷろじえくとPlusさんが指定管理者に選定され、新たな運営を担っています。

この指定管理者の選定においては、前町政により、利用者及び関係者に対する事前打診等を行うことなく、3年後に地域活動支援センターを廃止し、就労継続支援事業所に移行することを決定し、指定管理者の公募がされました。

利用者の立場では、決め細やかな活動支援が期待できる点では、結果として「肯定する雰囲気」が運営説明会での

関係者間で感じ取れました。

しかし、前町政での経緯と元のスタッフの思い、或いは、町内の雇用を考えると単に賛成できない思いを持ちました。そのゆらぎが本会議での行動につながったものと思います。議会には大変、ご迷惑をお掛けし、お詫び申し上げます。

先輩議員からは、この選定に関し、本会議で「社会福祉協議会は何をやっているのか」、「町は社会福祉協議会を指導もできないのか」という発言があり、複雑に戒められた思いです。

### 河越の一般質問その他

#### <本人通知制度>

この制度は、合法、不正に関わらず、人権侵害やストーカー・DV被害者の更なる被害の防止につながり、町長もその推進を表明されました。

#### <法定外目的税の活用>

町外資本の物販店などへの薄い課税により、地元商店の支援資金に当てられないかが、主旨です。大手物販店は地元

の消費者物価を下げることに貢献し、雇用も創出しています。しかし、地元の商店の売り上げは激減し、閉店とそれに伴う不便を招くことにつながります。その結果、本町のお金は流出し、町の活力は失われていきます。検討を求む。

## お知らせ

#### <BS受信契約について>

温泉地区のケーブルテレビはBS放送を取止めましたが、BS放送の契約をしていた家庭は、現在、BS受信していない場合でも、契約が維持されたままになり、受信料が引き落とされている場合があります。心当たりがある方はケーブルテレビにお問い合わせみてください。

#### <議会報告会について>

- ・5/22(火) 多目的ホール
- ・5/24(木) 町民センター

本年度、上記日程で議会報告会が開催されます。身近な議会にしていくための試みです。全議員は小さな意見交換会にも参加の意向をお持ちですので、個別又は複数の議員にお声掛けください。

### ご意見をいただきました

先日、道端で声を掛けていただき、浜坂病院についてのご意見をいただきました。「信頼される病院を目指せ！」と<栃の実通信について>

河越忠志の町政報告は年、4回の発行を予定しておりますが、毎回の全戸的配布は困難なため、配布希望していただけの方は当方まで「ご住所、お名前」をお知らせください。

## 町政報告 2018年春 第2号

# とち 栃の実通信



## 新温泉町議会議員

かわごえ

# 河越ただし

住民の幸福追求が町政の責め

発行：河越 忠志

〒669-6801 新温泉町井土 978-1 TEL0796-92-2428 FAX92-2206  
E-mail: take2428co@coffee.ocn.ne.jp (株)テイク山陰海岸ジオパーク支店



## 西村町政本格始動

#### 【新年度予算概要】

先の3月23日の本会議にて、全ての議決案件は可決され、町長が「新風元年」と銘打った平成30年度の町政[総予算189億2千万円(微増)(一般会計102億2千万円、特別会計43億4千万円、公営企業会計43億5千万円)]がスタートしました。

また、田中孝幸副町長が就任され、行政組織も再構築されました。

#### 【歳入予算】

一般会計予算の歳入において、町の活力指標でもある町税は前年に比べ1.9%減、最も基礎となる地方交付税(全体の約4割余り)は人口減少と合併特例の縮減により、前

年対比3.0%が減少し、それらを含む一般財源は1億4千万円(前年対比2.4%)の減少となりました。一方、歳出増約3億5千万円を補うため、財政調整基金から7億5千万円が繰入れられることになり、財政調整基金残高は概ね1.0億円に減少しました。

#### 【歳出予算】

歳出には「国民健康保険特別会計へ1億1千万円」、「介護保険特別会計へ2億4千万円」、「公営下水道事業会計へ4億4千万円」(3会計合計前年対比2.2%減)、「公立浜坂病院会計へ3億6千万円」(前年対比15%増)の各繰り入れが含まれています。浜坂病院会計には、空調設備改良費1億6千万円が含まれており、

3月補正による最終繰入総額が3億1千万円となったことに比べると約1億1千万円の経営改善が見込まれていることとなります。その他、経常経費はほぼ前年並みです。

#### 【新規事業】

主な新規事業としては、「捕獲有害獣処理施設整備」、「ふるさと納税お礼品事業」、「浜坂温泉貯湯槽改修(約1億円)」が盛り込まれることになっています。特に「ふるさと納税」への積極的取り組みは、財政補助を超えて、地域振興への展開が期待されるそうです。



重本幹男議員撮影 導入予定類似獣処理施設

## むだばなし

### “浜坂病院受診記録”

議会が始まる直前の月曜日右ひざを腫らせ、整形外科を受診しました。受付終了時間間際に駆け込み、中待合のベンチで待っていると「おばあちゃん、無理は良くないけど、動いた方がいいよ！」と小気味いい声が聞こえた。片岡医師の声でした。私の受診結果は、数日前の打撲によるものとの想定に反して細菌による炎症とのことで、抗生剤治療することになりました。最初は、錠剤が処方されましたが、二日後の腫れの引きが遅いことから、点滴を併用することになり、受診が終わるまで二週間を要しました。点滴を受けながら「後、どれ位、患者さんが増えても、診察に対応できますか？」との問いに看護師さんは「先生の体力次第です。」と答え、私は納得しました。



# 西村町長の「チーム銀三」づくりに向けて（一般質問）

## 行政のスーパーマン や魔法使いはいない

### ＜ 役場内の組織づくり ＞

私は行政もチームワークだと考えています。西村町長が就任して以来、「チーム銀三」づくりを提唱してきました。それは、一人での判断では「ゆらぐことが多い」こと、慎重に判断することで「スピード感が鈍る」こと、「発想の限界が狭まる」傾向があると普段、感じているためでした。チームは、同じ方向を向きつつ、提案や反対意見が飛び交うようであって欲しいものです。本当は、庁舎内と内輪的な「チーム銀三」があれば良いと思っています。後の方は私が関与すべきところではないかも知れませんが、庁舎内のその第一は副町長の存在です。兵庫県職員からの就任を大いに歓迎します。

「チーム銀三」づくりは町長が最も活躍し、「町民の幸福追求」につながるものだとの思いで、先の3月議会の一般質問に臨みました。町長と役場幹部にどう伝わったかは分かりませんが、何らかの潤滑油になってくれることを期待しています。詳しくは「議会だよりNo.50」をご覧ください。

## 協働のまちづくり

## ふるさと納税の活用法

### ＜地域自治組織＞

町政を町民にとって、身近で、且つ、我がこととして捉（とら）えていただくために、先ずは小地域での組織に対する活動支援を本町として制度化することが、「協働のまちづくり」につながるものと考えていたことから地域自治組織に関して質問し、町長の前向きな答弁を得ました。

地域自治組織は既に本町でも取り組んでいる「自主防災組織」と同様に行政から財政支援を受けて、地域の課題解決と環境改善に取り組む組織だと認識しています。地域の課題も地域で優先順位を決めて解決することができ、経費が大きい問題は迅速に対応することができます。ある種、地方分権の小地域版になります。

### ＜ふるさとと納税制度＞

この制度は任意の自治体に対して、個人がその人の所得（住民税額）に見合った寄付をし易くする制度です。その限度額の寄付をすると2千円の負担で寄付金と同額が住民税額から差し引かれることになっています。そのため、各自治体は寄付のお礼を用意し、ある種そのお礼を目当てにした寄付を促してきました。

ところが、前町政は議会の「積極的に活用すべき」との議決にも関わらず、その取り組みを拒否し、本町では寄付による税額控除のため、収収がマイナスになっていました。

### ＜町民を巻き込む活用＞

この制度の本来の目的は地方の自治体を応援することです。しかし、お礼や用途、あるいは様々な工夫が寄付者の心を動かしてきたことも事実で、被災地等には返礼を求めないふるさと納税もたくさん

行われています。

本町は収収は減りますが、取り組むべき課題はたくさんあります。個人だけでなく、地域にも「支援してください！」は、有りだと思います。ふるさと納税制度の活用も基本的には自治体単位ですが、更に、集落やNPO法人等地域の課題解決に取り組む組織を直接的に応援できる仕組みをつくることで、ふるさと納税制度の活用が町民全員の生活向上につながることを町長と担当課に認識して欲しいとの思いから、一般質問しました。短時間のため議論は深められませんでした。町長も真剣に取り組むことを表明されました。質問と答弁は「議会だよりNo.50」をご覧ください。



初めて見学した清富での消防出初一斉放水

## 地域福祉充実へ



### “地域福祉における社会福祉協議会の位置づけを問う”

第2次新温泉町地域福祉計画が新たに策定され、新年度から適用されます。同計画は町が策定し、それに沿って「地域福祉推進計画」を社会福祉協議会が作成し、それを実施に移すことになっています。また、社会福祉協議会は社会福祉法で自治体に設置義務が規定された法定組織であり、その自治体の地域福祉全体を見据えた活動を手掛ける組織です。

合併前の旧温泉町では、町職員が社会福祉協議会の事務局長として出向していた経緯もあります。現在の社会福祉法においても、自治体職員やその自治体の議会議員が理事として加わる規定も設けられています。しかし、地域福祉計画の策定委員には社会福祉協議会会長のみが加わっているだけで策定事務にも社会福祉協議会は関わっていない状況です。

地域福祉に関し、町と社会福祉協議会が協働して、支えるのが本来であり、効率的だと考えています。社会福祉協議会は町内全世帯が会員であり、会費もいただいております。

す。しかし、理事に加わっている中で、社会福祉協議会が余りにも町に対して、対等に「モノ申せない」位置に置かれている現状があることを実感し、その思いを質疑しました。町長も社会福祉協議会が「地域福祉の要」であるとの認識を表明し、組織の本質についても確認する旨を約束されました。

## 浜坂病院運営

### ＜利便性向上へ＞

国民健康保険での浜坂病院の昨年までの利用率は7%だと言われていました。つまり、総額13億円程度の国民健康保険から支払われた診療報酬の内、他の病院や医院へ支払われた診療報酬が12億円になっていることとなります。

単純には、12億円の診療の1割を浜坂病院が担うことができれば、また、社会保険

適用者の診療をもう少し、浜坂病院が担うことができれば、浜坂病院の経営は一変し、一般会計からの繰入額は激減するはずです。その分を他の事業に振り向けることができます。しかも、過疎債の利用等により3倍程度の事業化が可能です。或いは、地方交付税の減少にも耐えられます。そんな思いで、質問しました。

急性期重症患者は別として、回復期あるいは慢性期医療機関としての浜坂病院の利用増につながる環境づくりを提言し、町長から「交通体系を含めた改善をめざす」との答弁を得ました。

この交通体系整備に関しては、個々ではなく、先の地域自治組織に通院や町内商店での買い物のタクシーや自家用車共同利用を担って貰うことにより、協働のまちづくりが更に進められるのではないかと考えています。



### 初めての景色「浜坂病院」

去る4月24日（火）議員全員での町内施設視察の一環でこの度、二日市に完成した貯水場の貯水槽上部に上がり、撮影